

---

## 定期試験の受験について

---

### ◆ 定期試験受験上の注意

#### 【試験日程の原則】

- \* 定期試験は、原則として、授業と同一の曜日・時限に実施されます。但し、同一科目で開講クラスが多い科目（「日本語」等の語学系科目および「情報リテラシー」等）は、平日 6 限目または土曜日にまとめて実施されますので注意してください。
- \* 科目名が同じで、担当教員が同じでも、試験は開講曜日・時限で異なります。履修登録した授業と同一の曜日・時限で受験すること。

#### 【試験教室・座席表の確認】

- \* 定期試験開始までに、掲示された「試験教室」「座席指定表」を確実にメモし、試験の際、慌てることのないように注意してください。
- \* 試験開始 10 分経過以降に、教室間違いに気付いても救済されません。
- \* 定期試験時の「座席指定表」は、試験開始の約 2 週間前に掲示します。

#### 【学生証忘れは受験不可】

- \* 「学生証」を呈示できない場合は受験できません。確実に携行すること。万一忘れた場合は、学生課で「仮学生証」の発行（1000 円）を受け、試験開始 10 分前までに入室すること。（※「仮学生証」は発行当日のみ有効）
- ※ 教室間違い・学生証不携帯は、いずれも未受験扱い → “評価の対象外”

#### 【持込み可能品】

- \* 試験時の持ち込み可能品は、当該授業中に担当教員から指示されます。担当教員の指示に従うとともに、試験用紙の「持ち込み」欄を確認すること。
- \* 留学生に関して、「辞書（本）」の持ち込みが許可される科目と、許可されない科目があります。「電子辞書」は全ての科目で持ち込み禁止です。

#### 【不正行為】

次の行為は、不正行為として罰せられます。

- ① 「持込み可能品」以外の物を持ち込むこと。
- ② 持ち込みを許可された教科書やノート等を他人と貸し借りすること。  
(貸した人、借りた人の両方が不正行為となります。)
- ③ 教科書やノートの持込が許可された場合、教科書やノートをコピーしたもの、またはノートの一部を切離したものを持ち込むこと。
- ④ カンニング（他人の答案を盗み見）をすること。周りの人と会話すること。

⑤ 携帯電話、スマートフォン、その他の電子通信機を使用すること。

◆ **学納金未納の場合（学則第 14 条「単位認定」、履修規程第 19 条「受験資格」）**

指定された期日までに学納金を納めないと、単位は認定されません。

＊定期試験を受験し「合格」したとしても単位は認定されません。

＊追試験・再試験についても、同様に単位は認定されません。

◆ **定期試験受験心得**

- 1 自分の受験科目（履修登録科目）の曜日・時限・担当教員を確認する。  
（同一名称科目でも担当教員により試験問題は異なる。）
- 2 試験日程表を見て、受験科目の試験日・時限・教室を確認する。
- 3 座席指定表を見て、指定された教室の座席（○列△番）を確認する。
- 4 試験開始時刻の 5 分前までに指定された座席に着席する。  
（試験開始後 10 分を越えた遅刻者は、いかなる理由があっても入室できない。）
- 5 「学生証」を受験番号札の上に、試験監督の点検終了まで置いておく。
- 6 携帯電話等は、電源を「OFF」にしてカバン等に収納すること。
- 7 筆記具は、問題用紙右上欄に記載されたものを使用すること。このため、黒ボールペン、鉛筆の両方を常に持参すること。（試験時間中の貸借は禁止）
- 8 試験監督官の指示により、最初に「学籍番号」「氏名」および「座席番号」を書き、解答作業を始める。
- 9 試験時間中に「座席指定用紙」を回覧するので、必ず自分で署名（サイン）する。
- 10 試験開始後 30 分経過したら監督官の指示により退室することができる。  
（静かに退室すること。）

◆ **追試験について（履修規定第 21 条「追試験」・22 条「追試受験申請」）**

追試験は、「忌引き」「就職試験」「部活動」等の正当な理由があつて、定期試験を受験できなかった場合で、かつ追試験受験申請時に提出する証明書等が認可された場合のみ受験が可能です。

### 【追試験の受験資格・証明書】

受験資格	必要な証明書
忌引き	会葬御礼のはがき、保護者の手紙等 ※ 三親等以内の親族（父母、兄弟、祖父母、おじ・おば）
就職試験等	・「就職試験受験届」（用紙はキャリアサポートセンターで受領） ・受験した会社担当者の証明（捺印） ・説明会参加：説明を受けた会社担当者の証明（捺印）
公共交通機関の遅延、不通	公共交通機関が発行する「遅延証明書」等
部活動等	・対外遠征試合出場、他大学と共催の文化活動への参加 所属部長が証明する「公式試合出場証明書」等 ・地域文化交流または地域貢献活動への参加 学生課、国際交流センターまたは地域連携センターの証明等
疾病・傷害	医師の診断書、処方箋、領収書等、受診の事実を証明できるもの
災害・事故	・交通事故は警察署が発行する事故証明書 （車両通学が許可されている学生のみ） ・その他の災害等は、罹災の証明が出来るもの
その他真に止むを得ない理由	関係部署等が発行する証明書、保護者等の手紙等 ※ 教務課に相談すること

- \* 証明書を必ず持参のこと。証明書等がない場合は受験申請を受付けない。
- \* 定期試験期間中、病気になったら、病院で受診し「診断書」をとること。
- \* 証明書・診断書等を偽造した場合は、受験できない上に罰せられる。

＜万難を排し定期試験を受験しよう！＞